

『青森市りんご園地環境整備事業』 令和8年度実施希望者募集！！

持続可能なりんご産地の推進を図るため、労働環境の改善や災害に強い園地の確保、循環型農業の推進を行うりんご生産者を支援します。

1. 支援内容

| 支援メニュー（補助対象経費） | 補助率 |
|--|---|
| ① 労働環境の改善が見込める施設・省力化機械 (休憩所・簡易トイレ設置、高所作業車・乗用草刈機導入等) | 補助対象経費の3分の1以内 (1経営体当たり上限50万円) ※複数メニュー選択可能 ※他事業と重複するものは除く |
| ② 災害に強い園地づくりに必要な設備 (防風網張替、遮光設備の整備、防霜用オイルヒーター導入等) | |
| ③ 循環型農業を実施できる機械・設備 (剪定枝裁断機(ウッドチップパー)導入等) | |

※予算の範囲内で、先着順で事業実施者を決定します。

※上記、支援メニュー以外についても、お気軽にご相談ください。

2. 補助対象要件

ア 本市に住所を有し、市内でりんごを生産する者

イ 申請の際に市税に未納の額がない者

※5年後確認の際に、りんごの生産・販売及び支援メニューの取組を実施していなかった場合、補助金の返還対象となります。

★注意★ 耐用年数（農業機械の場合7年）以内に補助金の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け、担保してはならないこととなっております。（青森市補助金等の交付に関する規則第18条より）

3. 申請期限・提出書類

令和8年5月29日（金）までに**実施希望概要調書（※）と税情報確認同意書、見積書（3者分）、カタログ（カタログ価格が分かる部分）**を申請先へ提出

※実施希望概要調書及び税情報確認同意書は、申請先（あおりり産品支援課）窓口で配布しています。中古の場合、耐用年数が5年以上あることの証明書が必要です。工事の場合、追加の提出資料があります。

4. 事業スケジュール（予定）

※交付決定前に発注した場合は、助成の対象になりませんので、ご注意ください。

| 時期 | 内容 |
|-----------|---|
| R8.5月末まで | 事業実施希望者の募集 |
| R8.10月末まで | 補助金交付決定からR7年10月下旬までの間に取組を完了してください。(取組完了後、市による現場確認の実施) |
| R8.12月末まで | 業者への支払い終了後、事業実施者から市へ実績報告書の提出 |
| R9.3月末まで | 市から事業実施者へ補助金の支払 |

5. 申請・問い合わせ先

あおりり産品支援課りんご支援チーム（浪岡庁舎） TEL：0172-62-3002